

事前協議書及び指定申請書の提出期限（訪問系・相談系）

新しく指定を受けようとする通所系サービス事業所の事業者等は下記の期日までに事前協議書や指定申請書類を提出するようにしてください。

指定申請書類を提出していただいても、書類の不備等により受理できない場合があります。期日に余裕をもって申請等してください。

なお、訪問系サービスとは、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいいます。また、相談系サービスも訪問系サービスの期限に準じます。

指定月	事前協議書提出期限	指定申請提出期限
令和 7 年 7 月	令和 7 年 4 月末	令和 7 年 5 月末
令和 7 年 8 月	令和 7 年 5 月末	令和 7 年 6 月末
令和 7 年 9 月	令和 7 年 6 月末	令和 7 年 7 月末
令和 7 年10月	令和 7 年 7 月末	令和 7 年 8 月末
令和 7 年11月	令和 7 年 8 月末	令和 7 年 9 月末
令和 7 年12月	令和 7 年 9 月末	令和 7 年10月末
令和 8 年 1 月	令和 7 年10月末	令和 7 年11月末
令和 8 年 2 月	令和 7 年11月末	令和 7 年12月末
令和 8 年 3 月	令和 7 年12月末	令和 8 年 1 月末
令和 8 年 4 月	令和 8 年 1 月末	令和 8 年 2 月末
令和 8 年 5 月	令和 8 年 2 月末	令和 8 年 3 月末
令和 8 年 6 月	令和 8 年 3 月末	令和 8 年 4 月末

※ 書類の不備等により受理できない場合があります。余裕をもって申請するようにしてください。